

京都市告示第508号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成29年12月25日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市新道児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地の528 社会福祉法人洛和福社会	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
京都市伏見板橋児童館	京都市伏見区深草泓ノ壺町37番地の1 社会福祉法人フジの会	同上
京都市藤城児童館	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地 社会福祉法人健光園	同上

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)